

**湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量に係る規制基準  
(昭和 62 年千葉県告示第 651 号) の一部を改正する告示の概要**

水 質 保 全 課

**1 改正理由**

告示では、業種又は施設を、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(上乗せ条例)を引用して定めているため、上乗せ条例の改正に合わせて改正する必要がある。

**2 改正内容**

告示別表中の施設名称を「水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場」から「水産物卸売市場」へ改める。

**3 施行期日**

公示の日(令和 2 年 12 月 28 日)から施行。